

「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」に係る審査実施要領

第1 趣旨

「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」（以下「本事業」という。）の採択課題の選考に当たっては、「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」に係る運営管理委員会設置要領（令和3年12月15日付け3農会第517号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選考の体制

- 1 本事業の採択課題の選考は、公募分野ごとの提案（以下「提案」という。）について、運営規則第6条に基づき設置する評議委員会が書類審査及び面接審査を行った上で選定する。
- 2 書類審査及び面接審査は、評議委員会が公募分野ごとに行う。
- 3 委員等は、次の条件を満たすものとする。
 - （1）審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、戦略的スマート農業技術等の開発・改良に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 4 公正で透明な選考を行う観点から、審査対象となる提案の提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の選考に参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員等が次の（1）から（8）までのいずれかに該当する場合とする。

 - （1）当該提案の中で研究課題担当者となっている場合
 - （2）当該提案の研究課題担当者として、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - （3）当該提案の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - （4）当該提案の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - （5）当該提案の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - （6）当該提案の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - （7）当該提案の研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合

も含む)又は株式を保有している場合

(8) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合

- 6 選考対象となる提案につき利害関係を有する委員等は、選考の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 7 評議委員会の委員長は、委員の互選をもって決定するものとする。
- 8 評議委員会委員長は評議委員会の議事を主宰するものとする。各委員長は委員の中から委員長代理を指名し、委員長が職務を実施できないときは、その職務を代理させるものとする。
- 9 委員は、選考により知りえた情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 選考方法

- 1 生研支援センターは、応募のあった提案が応募要件等に適合しているか、また、書類の不備がないか等の確認を行った後、以下の手順で書類審査及び面接審査を行うものとする。
 - (1) 書類審査は、公募分野ごとに、評議委員会委員が別紙「書類及び面接審査基準」に基づき採点を行う。
 - (2) 前号の結果に基づき、公募分野ごとの評議委員会は面接審査の対象となる提案を選定し、生研支援センター所長に報告する。
 - (3) 生研支援センター所長は、選定された提案を対象に面接審査を行う。
 - (4) 面接審査は、評議委員会委員の過半数の出席をもって開催するものとし、公募分野ごとに、委員が別紙「書類及び面接審査基準」に基づき採点を行う。
 - (5) 前号の結果に基づき、公募分野ごとの評議委員会は採択候補となる提案の順位付けを行い、生研支援センター所長に報告する。
- 2 面接審査までの結果を踏まえ、評議委員会委員長は、当該審査結果について評議委員会委員の意見を確認するものとする。
- 3 評議委員会委員長は、前項により行った確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。
- 4 生研支援センター所長又は評議委員会委員長が必要と認めた場合には、評議委員会委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。
- 5 評議委員会の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

委員長は、委員会での意見交換において、応募者が本事業を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

第4 審査に係る詳細事項

- 1 書類審査は、別紙「書類及び面接審査基準」に基づいて公募分野ごとの提案ごとに

評議委員会委員が採点を行い、その合計点を採点した委員の数で除したもの（平均）を当該提案の書類審査の評点とする。

- 2 書類審査に係る評議委員会の委員長は、各委員から審査結果に係る理由を確認するものとし、確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。

- 3 書類審査に係る評議委員会は、原則として、各提案の評点の高いものから面接審査の対象として選定する。ただし、公募分野ごとの提案で、評点が55点満点の内、38点未満の評点の提案は面接審査の対象としない。なお、委員による採点においていずれかの審査項目がE（0点）の評点を付けた委員が1名でもいる提案については、委員長が委員の意見を聞いた上で、面接審査の対象としないことができる。

また、書類審査の結果、公募分野ごとの評点にばらつきがある場合は、標準偏差により算定した評点を評議委員会に参考値として提出し、それを基に審査を行う。

- 4 面接審査は、別紙「書類及び面接審査基準」に基づいて面接審査の対象となる提案ごとに評議委員会委員が採点を行い、その合計点を採点した委員の数で除したもの（平均）を当該提案の面接審査の評点とする。

- 5 面接審査に係る評議委員会の委員長は、各委員から審査結果に係る理由を確認するものとし、確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。

- 6 面接審査に係る評議委員会は、原則として、各提案の評点の高いものから採択候補となる提案の順位付けを行う。ただし、公募分野ごとの提案で、評点が55点満点の内、38点未満の評点の提案は採択候補としない。なお、委員による採点においていずれかの審査項目がE（0点）の評点を付けた委員が1名でもいる提案については、委員長が委員の意見を聞いた上で、採択候補となる提案としないことができる。

また、面接審査の結果、公募分野ごとの評点にばらつきがある場合は、標準偏差により算定した評点を評議委員会に参考値として提出し、それを基に審査を行う。

- 7 公募分野ごとの評議委員会は、面接審査の結果を踏まえ、研究段階ごとに、原則として、評点が高い候補から順に採択候補となる提案として選定する。

なお、複数の提案が同一の得点を得ている場合、以下の（1）から（5）に示す方法により提案の優先順位を決定し、順位の高いものから採択候補となる提案として選定する。

- （1）面接審査の各項目に係る採点でAの数（採点を行った委員の採点結果におけるAの数の合計値を、採点を行った委員の数で除した値とする。以下、B、C及びDについても同様とする。）の大きさの順に優先順位を決定する。

- （2）（1）でAの数が同数の場合、Bの数の大きさの順に優先順位を決定する。

- （3）（2）でBの数が同数の場合、Cの数の大きさの順に優先順位を決定する。

- （4）（3）でCの数が同数の場合、Dの数の大きさの順に優先順位を決定する。

- （5）（4）でDの数が同数の場合、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、情報の管理等について考慮し、委員長の判断で優先順位を決定する。

- 8 評議委員会委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの提案も採択候補として選定されなかった場合は、提案内容に対する評価及び募集の方法等に対する評議委員

会委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。

- 9 生研支援センター所長は、評議委員会委員長から選考結果の報告を受けた後、運営管理委員会に諮り、その承認を得て、採択課題を決定する。
- 10 生研支援センター所長は、前項で決定した採択課題を提案した者に対して必要な通知等を行う。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、評議委員会委員長が評議委員会委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から実施する。

(別紙)

令和6年度当初予算「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」
書類及び面接審査基準

【審査ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
1. 技術内容の 適格性・有効性	研究開発・改良の内容について、 ○適格性 公募対象技術に合致した内容であり、必要な課題を正確に把握したうえで、開発・改良すべき技術要素および達成すべき技術水準を適格に設定しているか。 ○有効性 農業生産性の向上に係る諸課題の解決やスマート農業技術の推進につながる研究開発・改良となっているか（当該技術が、対象とする農作業における省力化等に有効に寄与することに加え、当該農作業の省力化等が対象品目・作型における生産工程全体を通じての生産性向上の観点から重要かつ有効なものとなっているか。）。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う
2. 技術内容の 新規性・優位性	技術開発・改良の内容について、 ○新規性 現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、スマート農業技術の観点又は農業生産性向上の観点から新規性が認められるか。 ○優位性 技術水準が高く類似する研究成果がすでに存在する場合、既存技術と比べて高性能・高能力又は技術的優位性を持つ研究であるか。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
3. 研究開発目 標の明確性・達 成可能性	○課題設定の明確性 目標達成に向けた課題設定が適切かつ明確であるか。 ○目標の妥当性 研究開発・改良目標は定量的に示されており、かつ妥当な水準となっているか（目標数値が、国や都道府県における統計情報、技術に係る各種実測データ等の数値的根拠に基づき合理的に算定されていることに加え、研究開発・改良の対象とする農作業や生産工程全体における生産性向上の観点から有効な水準となっているか。）。 ○達成可能性 研究開発・改良終了時まで達成が可能な目標であるか。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
4. 現場ニーズ に対する販売・ 普及戦略の妥 当性	○現場ニーズの把握 開発・改良段階において、生産者をはじめ現場ニーズを的確に捉えられる計画であるか。 ○普及戦略の妥当性 研究成果の社会実装に向けて製品の価格設定を含めた販売又は普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。 ○ビジネスモデルとしての水準 研究成果の現場導入にかかる計画がビジネスモデルとして成立・定着する見通しのある水準となっているか。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う

5. 研究開発・改良技術の普及範囲・汎用性	○研究開発・改良する技術の普及対象範囲が、生産者数や市場シェアの観点から見て多くの生産者が活用できる広範なものとなっているか。 ○研究成果が、様々な品目・作業に汎用的に活用できる可能性がある（又は将来性がある）ものであるか。また、技術的コスト低減にもつながることを、目標値を示して明確に記載しているか。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う
6. 研究計画の妥当性	○スケジュール 年度毎の研究実施計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。 ○項目ごと計画の明確性 各研究開発・改良実施項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 ○コスト面 費用対効果の面から研究コストが適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う
7. 研究実施体制	○役割分担 社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 ○研究実施能力 研究開発・改良を実施する研究総括者や参画研究者、企業又は研究機関のこれまでの業績等から見て、確実に研究遂行能力があると認められるか。 ○現場への普及 研究開発・改良技術の製品化（事業化）を担う民間企業の事業体制や普及体制が築かれているか。また、開発・改良技術の活用が想定される産地・地域の普及組織（行政機関やJA等）が参画し、現場普及に向けた適切な連携体制が築かれているか。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う
8. 研究開発目標や研究計画方針の整合性	○設定課題との整合性 設定した研究課題と研究開発目標及び研究計画に整合性があるか。 ○農業政策との整合性 農業政策上の重要課題の解決に効果的につながる取組内容となっているか。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う

(注1) 「3. 研究開発目標の明確性・達成可能性」、「6. 研究計画の妥当性」及び「8. 研究開発目標や研究計画方針の整合性」については、Aは10点、Bは7点、Cは5点、Dは2点、Eは0点とし、その他の審査項目については、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは0点とし、55点満点で評価点を算出する。

(注2) 審査点数が38点未満の応募課題は採択しない。

【加算ポイント】

加算の視点	基準
1. みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題 （1）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 （2）イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 （3）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 （4）環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題	該当する場合は、2点を加算する。 ただし、複数の分野に該当しても、重複加算は行わない。
2. 参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合	該当する場合は、2点を加算する。
3. 地域金融機関等がコンソーシアムに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	該当する場合は、1点を加算する。